

福岡県公報

平成27年12月4日
第3749号

目次

告示(第956号-第967号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○都市計画事業の認可	(公園街路課) …………… 5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 7
○一般競争入札の実施	(総務事務センター) …………… 9
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 11

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 12
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課) …………… 13

告 示

福岡県告示第956号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成26年6月福岡県告示第522号筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
筑後市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年10月23日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年6月福岡県告示第522号の事業地に次の区域を加える。
筑後市 大字野町 字茶屋ノ下、字茶屋ノ本、字小屋ノ内、字南横道、字納楽、字本宮、字三ツ割、字峯ノ本の各字の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第957号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第538号水巻都市計画下水道事業水巻公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
水巻町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水巻都市計画下水道事業水巻公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年2月7日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成24年3月福岡県告示第538号の事業地に次の区域を加える。
遠賀郡水巻町立屋敷一丁目、下二西一丁目、吉田西一丁目、伊左座四丁目、伊左座五丁目及び二西三丁目の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第958号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年2月福岡県告示第132号豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

豊前市

2 都市計画事業の種類及び名称

豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道

3 事業施工期間

平成2年10月16日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年2月福岡県告示第132号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第959号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年7月福岡県告示第625号北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州市都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年7月福岡県告示第625号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

北九州市小倉北区白銀一丁目、白銀二丁目、吉野町、中島一丁目、中島二丁目、馬借二丁目、馬借三丁目及び江南町の一部

同市小倉南区朽網西一丁目、大字朽網及び大字曾根新田の一部

同市若松区西園町、栄盛川町、波打町及び北湊町の一部

同市八幡西区中須二丁目及び北鷹見町の一部

同市戸畑区天籟寺二丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、初音町、浅生二丁目、浅生三丁目及び中本町の一部

平成26年7月福岡県告示第625号の事業用地に次の区域を加える。

北九州市門司区大字大積の一部

北九州市小倉南区大字母原の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米柳川線	前	久留米市本町13番1先から 久留米市大善寺町宮本53番2先まで	7.4 ～ 51.0	3,715.0
			前	久留米市安武町安武本2286番1先から 久留米市安武町安武本3368番6先まで	15.5 ～ 44.2	1,960.0

後	久留米市本町13番1先から 久留米市大善寺町宮本53番2先まで	7.4 ～ 51.0	3,715.0
後	久留米市安武町安武本2286番1先から 久留米市安武町安武本3368番6先まで		1,960.0

福岡県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田北野線	久留米市善道寺町木塚150番1先から 久留米市善道寺町木塚153番1先まで

福岡県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

八女	県道	田主丸 黒木線	前	八女市上陽町上横山2918 番9先から 八女市上陽町上横山2942 番1先まで	4.5 ～ 6.5	62.9
			後	八女市上陽町上横山2918 番9先から 八女市上陽町上横山2942 番1先まで	6.6 ～ 13.0	

福岡県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸 黒木線	八女市上陽町上横山2918番9先から 八女市上陽町上横山2942番1先まで

福岡県告示第964号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字桃ノ木203、字原田谷山283の22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桃ノ木203（次の図に示す部分に限る。）、字原田谷山283の22（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第965号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
太宰府市大字北谷字熊崎905の82、905の83、905の85から905の87まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊崎905の83・905の86・905の87（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第966号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字ツツミ石1897、1898の1、1899、字白石1906

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツツミ石1897・1899（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字白石1906（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第967号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

苅田町

2 都市計画事業の種類及び名称

苅田都市計画道路事業 3・4・4号 曾根行橋線

3 事業施行期間

平成27年12月4日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

京都郡苅田町大字新津字今古賀地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字上梶原字平藏378番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区楠橋西二丁目1番23号

佐伯 年信

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成27年11月13日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ライフガーデン新宮中央
 - (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 外
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ボンラパス 代表取締役 加治 敬通 福岡市南区高宮五丁目1番1号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地
株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾 主哉 東京都府中市若松町一丁目38番地1	株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾 主哉 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町四丁目1番16号	株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町四丁目1番16号

エム・ティ・シー株式会社
代表取締役 福田 功
福岡市博多区博多駅東二丁目2番13号

エム・ティ・シー株式会社
代表取締役 福田 功
福岡市博多区博多駅東二丁目2番13号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成27年11月18日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパー・キッド前原店
 - (2) 所在地 糸島市篠原東三丁目1番20号
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社アレス 代表取締役 蒲原 晴生	熊本県熊本市北区楠七丁目8番10号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社アレス 代表取締役 蒲原 晴生	熊本県熊本市北区楠七丁目8番10号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成28年7月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,413平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物南側	82
合 計	82

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物東側	15
合 計	15

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物南西側	87.3
合 計	87.3

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物西側	5.704
建物西側	5.704
建物西側	6.111
合 計	17.519

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アレス	午前9時00分	午後11時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 店舗敷地東側、南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前4時00分～午後5時00分

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
 - チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成27年12月18日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年3月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年1月19日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A
01	02	事務機器	A A
05	02	電気通信機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務センター調達班に平成28年1月12日（火曜日）午後3時00分までに提出して確認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（F a x） 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年12月4日（金曜日）から平成28年1月12日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後3時00分まで）5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

ア 郵送する場合 平成28年1月18日（月曜日）午後5時00分

イ 電子及び持参する場合 平成28年1月19日（火曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成28年1月20日（水曜日）午後2時00分

※紙入札者は平成28年1月20日（水曜日）午後1時45分までに集合すること。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、平成28年1月27日（水曜日）午後2時00分に再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上

を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

The unit-price contract concerning copy service

(2) Time Limit of Tender

4:00 P M on January 19,2016

(3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs

Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上の堤地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成27年12月4日から 平成28年1月8日まで	朝倉市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上須川地区土地改良（維持管理）事業計画書の写し	平成27年12月4日から 平成28年1月8日まで	朝倉市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第三工区）小郡市三沢字公家隈5147番4、5147番5、5147番8、5147番11から

5147番13まで及び5169番1から5169番29まで、字京江ヶ浦5170番8、5170番11から5170番13まで、5170番18、5170番19及び5170番114から5170番159まで、字外浦5199番3、5199番4及び5199番17から5199番27まで並びに字ハサコノ宮5208番1、5208番4、5208番5及び5208番7から5208番150まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 倉富 純男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字辻畑2132番2及び2132番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町長者原東一丁目7-23

岡 美智子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字新代字上相川514番3及び514番8から514番12まで、字下相川522番1から522番36まで、533番1及び533番3から533番5まで並びに字上赤染568番1、568番3から568番9まで及び580番13並びにこれらの区域内の道路・水路である町

有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代2170-1

株式会社三和

代表取締役 樋口 昭利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市井原字横枕2548番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市大字井原2548番地の1

社会福祉法人幸和会

理事長 本田 陽子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年11月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめモール柳川
 (2) 所在地 柳川市柳川駅前東部土地区画整理事業区域内37街区4画地

3 大規模小売店舗設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
—	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
—	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他10社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他12社

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

平成27年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (2, 3 - ジヒドロベンゾフラン - 5 - イル) - N - メチルプロパン - 2 - アミン及びその塩類
 (2) 化学名 [1 - (4 - フルオロベンジル) - 1 H - インドール - 3 - イル] (ナ

フタレン - 1 - イル) メタノン及びその塩類

- (3) 化学名 N - (4 - フルオロフェニル) - N - [1 - (2 - フェネチル) ピペリジン - 4 - イル] ブタナミド及びその塩類
 (4) 化学名 N - (1 - アミノ - 3 - メチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - (2 - フルオロベンジル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第164号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成27年12月5日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。